



「子ども・子育て支援新制度」がスタートします



平成27年4月から開始が予定されている子ども・子育て支援新制度は、全ての子育て家庭を支援する仕組みです。新制度では、これまでと利用の手続きなどが変わるほか、地域型保育という新たな認可事業が創設されます。

◆子育て支援課 ☎042-460-9841



◀新制度案内のパンフレットを11月4日(火)から子育て支援課・保育課(田無庁舎1階)で配布します。

子ども・子育て支援新制度の全体像

新制度は、「子ども・子育て支援給付(※1)」と「地域子ども・子育て支援事業(※2)」の2つの枠組みから構成されます。「子ども・子育て支援給付」では、施設利用の費用について、公費を確実に教育・保育に要する経費に充てるため、保護者への直接的な給付ではなく、市から施設などに支払う仕組み(法定代理受領)となっています。

(※1)幼稚園・保育所(園)・認定こども園を通じた「施設型給付」と、新設された「地域型保育給付」などの総称

(※2)市区町村の実情に応じて実施される事業

地域子ども・子育て支援事業

新制度では、共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援します。市は、地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、さまざまな施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。



施設利用のための認定申請(支給認定申請)

新制度では、施設の利用を希望する乳幼児の保護者は、保育の必要性の有無や必要量に応じたサービスを提供するための認定を受ける必要があります。市は申請に基づき、区分を認定し認定証を保護者へ交付します。認定には3つの区分があり、区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定(教育標準時間認定)	満3歳～就学前で、教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定(満3歳以上・保育認定)	満3歳～就学前で、保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所(園)・認定こども園
3号認定(満3歳未満・保育認定)	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所(園)・認定こども園・地域型保育

保育を必要とする事由

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム・夜間・居宅内の労働などを含む)
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害
- 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 虐待やDVの恐れがあること
- そのほか上記に類する状態として市が認める場合

施設の種類の種類

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う学校です。新制度により運営される幼稚園と、現行制度により運営される幼稚園があります。

※平成27年度は、市内全ての幼稚園が私学助成(従来どおり)により運営される幼稚園となる予定です。

保育所(園)

仕事などのため家庭で保育できない保護者の代わりに保育を行う施設です。

認定こども園

教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所(園)の機能を併せ持つ施設で、地域の子育て支援も行います。保護者の就労状況に関わりなく入園できます。
※現在、市内にはありません。

地域型保育

少人数単位で、待機児童の多い0～2歳児を預かる認可事業です。

- **家庭的保育(5人以下)**
家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
- **小規模保育(6～19人)**
家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。A型・B型・C型の3つのタイプがあり、定員や保育士の割合が異なります。
- **事業所内保育(企業内の施設)**
会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
※現在、市内にはありません。
- **居宅訪問型保育(個別のケアが必要な場合など)**
保護者の自宅で、1対1が基本の保育を行います。 ※現在、市内にはありません。

新制度へ向けた各種運営基準

市では、新制度の実施に向けて次の3つの条例を制定しました。新制度では、施設や事業者はこの基準に基づき運営を行います。

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成27年4月 保育園など入園手続き開始(新制度で保育を必要とする場合) ◆保育課 ☎042-460-9842

平成27年4月から保育園などを利用したい場合、子ども・子育て支援給付の支給認定申請と、保育園など利用申込(入園または転園)を行う必要があります。

□支給認定申請・保育園など利用申込スケジュール

支給認定申請手続きは、保育園など利用申込と同時に行ってください。また、支給認定証の交付は利用調整(選考など)の結果の通知と同時にとなります。スケジュールは市報10月15日号をご覧ください。

□必要書類

- ①支給認定申請書・保育利用申込書
- ②確認票・児童状況調査票
- ③父母および同居者が保育できない状況を証明する書類(就労証明書・給与明細のコピー・診断書・在学証明書など)
※状況によって必要書類が異なります。詳細は、保育課へお問い合わせください。
- ④平成26年度市区町村民税課税・非課税証明書(平成26年1月2日以降に西東京市に転入した方、これから転入予定の方のみ)
- ⑤82円切手を貼付した返信用封筒1枚(郵送提出で受付確認控えが必要な方のみ)
- ⑥転入誓約書と転入した時の住所が分かる書類(物件の売買契約書、賃貸借契約書のコピーなど)(平成27年3月31日までに転入予定の方のみ)
※申請書や申込書など所定の書式は、保育課と保育園で配布しています。なお、保育園ではお問い合わせなどにはお答えできません。

□受付場所・期間

申請・申込対象者	受付場所	受付期間	受付時間
平成26年12月5日(金)までに生まれた子ども	保谷庁舎特設窓口(庁舎2階予定)	11月17日(月)～22日(土)	(平日・土曜日)午前9時～午後5時
		11月4日(火)～12月5日(金) ※土曜日は11月22日・29日(土)のみ	(平日)午前8時30分～午後7時 (土曜日)午前9時～午後5時
平成26年12月6日(土)～26日(金)生まれの子ども	保育課(田無庁舎1階)	平成27年1月5日(月)～16日(金)	(平日)午前8時30分～午後5時
平成26年12月27日(土)～翌2月4日(火)生まれの子ども		平成27年1月19日(月)～2月6日(金)	(平日)午前8時30分～午後5時

※0歳児は誕生日により受付期間が異なります。
※保育園では申請・申込の受け付けができません。
※受付期間終了後の申込は次回募集からの申込として取り扱います。
(例:1次→2次、2次→5月入園)

6面に続く